

## お知らせ（重要）

### 低炭素建築物及び性能向上計画認定に係る技術的審査の 現行基準での受付を終了させていただきます。

建築物省エネ法誘導基準及び都市の低炭素化の促進に関する法律誘導基準が2022年10月1日より新基準が適用されます。

所管行政庁への認定申請が間に合わない恐れがあるため、低炭素建築物及び性能向上計画認定に係る技術的審査の現行基準での受付を2022年9月12日（月）当日受付分で終了とさせていただきます。また送付申請での受付も、同じく2022年9月12日到着分で終了とさせていただきます。

尚、受付後でも、申請書の不備・訂正・変更等で日数を要して期日までに証明書の交付ができない場合もありますのでご注意ください。この場合、弊社では責任を負いかねますのでご了承ください。

※現行基準での所管行政庁への認定申請は、2022年9月30日までに受付けていただく必要があります。

#### 留意点

- ※ 不足書類等がある場合は書類がそろった時点が受付日となります。
- ※ 受付後の審査段階で審査継続及び証明書交付ができない場合があります。
- ※ 受付後に申請を取り下げられましても手数料の返金には応じかねます。

受付状況等で上記の期日以前に受付を終了させていただく場合もございますので、日程には余裕をもって申請していただきます様よろしくお願い申し上げます。

新基準での受付開始に関しては、準備が整い次第HP等でご案内いたします。